

月次支援金 申請の手続き

はじめに

P.2

1. 月次支援金の概要

P.9

2. 月次支援金の詳細

通常申請

P.17

1. 申請の要件を確認する

P.24

2. 申請する

申請特例

P.47

要件・証拠書類等を確認する

通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。
特例の条件を満たさない場合も、給付要件を
満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.63

申請時の注意事項

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例

A：証拠書類等に関する特例

A-1
A-2

2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年分又は2020年分の確定申告書第一表の控えを提出できないものと事務局が認める場合

P.49～51

B：給付額等に関する特例

B-1

2019年・2020年新規開業特例
2019年1月から2020年12月までの間に開業した者に対する特例

P.52～59

B-2

罹災特例
2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する者に対する特例

P.60～62

A-1 証拠書類等の特例

2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控えについて、以下の場合、代替の証拠書類を添付の上、申請してください。

A-1 ■ 適用条件

2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年分又は2020年分の確定申告書第一表の控えを提出できないものと事務局が認める場合

■ 代替の証拠書類

当該年分の住民税の申告書類（市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類）の控え（收受日付印の押印されたもの）で代替することができます。

收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に收受日付印のない場合の扱いに準じます。

2019年1月から同年12月までの間に開業した場合であって、当該期間に業務委託契約等収入を得ていない場合には、2019年分の確定申告書第一表の控えに代えて、開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書を添付いただきます。ただし、いずれの書類においても、開業年月日が2019年1月から同年12月までの間であって、收受日付印等が押印されていることが必要です。

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> 2019年分の確定申告書第一表の控え 2020年分の確定申告書第一表の控え <p>2年分必要です ただし、提出できない年度の確定申告書類がある場合、当ページ上段記載の代替の証拠書類を添付してください</p>	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.31 ~33
売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> 対象月の月間業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等 	必要	必要	必要	P.34
国民健康保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名義の国民健康保険証の写し 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.35
通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.36
本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.37
宣誓・同意書	<ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 <p>申請者本人が自署したものが必要となります</p>	必要	必要に応じて 添付 2	必要に応じて 添付 2	P.38
業務委託契約等収入があることを示す書類 3	<ul style="list-style-type: none"> 月次支援金業務委託契約等契約申立書（中小企業庁様式）、業務委託契約書等 支払調書の写し、源泉徴収票の写し、支払明細書の写し 通帳の写し 等 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.39 ~44

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績がある場合は、再添付は不要です。月次支援金の受給実績が無い場合は宣誓・同意書の添付が必要です。

3 直近の支援金の受給時から基準年を変更する場合は、基準年の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類の添付が必要です。

A-2 証拠書類等の特例

2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控えについて、以下の場合、代替の証拠書類を添付の上、申請してください。

A-2 ■ 適用条件

2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年分又は2020年分の確定申告書第一表の控え又は当該年分の住民税の申告書類の控えを提出できないものと事務局が認める場合

■ 代替の証拠書類

当該年の前年分の確定申告書第一表の控え（收受日付印の押印されたもの）

又は

当該年の前年分の住民税の申告書類（市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類）の控え（收受日付印の押印されたもの）で代替することができます。

收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に收受日付印のない場合の扱いに準じます。この場合、給付額について、証拠書類等の存在する年のいずれかの年の年間業務委託契約等収入で給付額の算定を行うことができます。

給付額の算定例

給付額の算定例) 2018年分の確定申告書第一表の控えを添付し、2018年の年間業務委託契約等収入を給付額の算定に用いる場合

2018年	月平均の業務委託契約等収入の合計			年間業務委託契約等収入
	60 (=720÷12)			720
2019年	月平均の業務委託契約等収入の合計			年間業務委託契約等収入
	当該年分の確定申告書第一表の控え及び住民税の申告書類の控えが提出できない			
2020年	月平均の業務委託契約等収入の合計			年間業務委託契約等収入
	30 (=360÷12)			360
2021年	4月	5月	6月	
	20	40	40	

2018年の月平均の業務委託契約等収入：720万円÷12=60万円

2021年4月の月間業務委託契約等収入：20万円

2018年の月平均の業務委託契約等収入が60万円に対して、2021年4月の月間業務委託契約等収入が20万円であり、2018年の同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

60万円 - 20万円 = 40万円 > 10万円（上限額）

→ 給付額10万円

A-2 証拠書類等の特例

2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控えについて、以下の場合、代替の証拠書類を添付の上、申請してください。

A-2

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> 2019年分の確定申告書第一表の控え 2020年分の確定申告書第一表の控え <p>2年分 必要です ただし、提出できない年度の確定申告書類がある場合は、以下のいずれかの代替書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年の前年分の確定申告書第一表の控え（收受日付印の押印されたもの） 当該年の前年分の住民税の申告書類（市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類）の控え（收受日付印の押印されたもの） 	必要	必要に応じて変更 1	不要 (変更不可)	P.31 ~33
売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> 対象月の月間業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等 	必要	必要	必要	P.34
国民健康保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名義の国民健康保険証の写し 	必要	必要に応じて変更 1	不要 (変更不可)	P.35
通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの 	必要	必要に応じて変更 1	不要 (変更不可)	P.36
本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し 	必要	必要に応じて変更 1	不要 (変更不可)	P.37
宣誓・同意書	<ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 <p>申請者本人が自署したものが必要となります</p>	必要	必要に応じて添付 2	必要に応じて添付 2	P.38
業務委託契約等収入があることを示す書類 3	<ul style="list-style-type: none"> 月次支援金業務委託契約等契約申立書（中小企業庁様式）、業務委託契約書等 支払調書の写し、源泉徴収票の写し、支払明細書の写し 通帳の写し 等 	必要	必要に応じて変更 1	不要 (変更不可)	P.39 ~44

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績がある場合は、再添付は不要です。月次支援金の受給実績が無い場合は宣誓・同意書の添付が必要です。

3 直近の支援金の受給時から基準年を変更する場合は、基準年の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類の添付が必要です。

B-1 新規開業特例 (2019年開業の場合)

2019年1月から同年12月までの間に開業した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

適用条件

2019年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間業務委託契約等収入が、その月の対象措置影響により、2019年の開業した月から同年12月までの月平均の業務委託契約等収入に比べて50%以上減少している。

給付額の算定式

$$S = A \div M - B$$

S : 給付額 (上限10万円/月)

A : 2019年の年間業務委託契約等収入

M : 2019年の開業後月数 (開業日の属する月から同年12月までの月数とし、開業日の属する月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B : 2021年対象月の月間業務委託契約等収入

給付額の算定例

給付額の算定例) 2019年9月に開業した場合

	2019年								2020年	2021年			
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	4	5
万円						20	40	50	50	20	30

2019年の年間業務委託契約等収入 : 160万円

月平均の業務委託契約等収入 : 40万円 (160万円 ÷ 4か月)

対象月の月間業務委託契約等収入 : 20万円

A : 2019年の年間業務委託契約等収入 = 20 + 40 + 50 + 50 = 160万円

M : 2019年の開業後月数 = 4か月

B : 2021年の対象月の月間業務委託契約等収入 = 20万円

S : 160 ÷ 4 - 20 = 20万円 > 10万円 (上限額)

→ 給付額10万円

50%以上減

→ 対象月 = 4月

B-1 新規開業特例 (2019年開業の場合)

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> 2019年分の確定申告書第一表の控え 2020年分の確定申告書第一表の控え 2年分 必要です	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.31 ~33
売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> 対象月の月間業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等 	必要	必要	必要	P.34
国民健康保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名義の国民健康保険証の写し 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.35
通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.36
本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.37
宣誓・同意書	<ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 申請者本人が自署したものが 必要となります	必要	必要に応じて 添付 2	必要に応じて 添付 2	P.38
業務委託契約等収入があることを示す書類 3	<ul style="list-style-type: none"> 月次支援金業務委託契約等契約申立書（中小企業庁様式）、業務委託契約書等 支払調書の写し、源泉徴収票の写し、支払明細書の写し 通帳の写し 等 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.39 ~44
右記いずれかの書類	<ol style="list-style-type: none"> 個人事業の開業・廃業等届出書 (開業日が2019年1月1日から同年12月31日までの間で、収受日が2021年4月1日以前であり、収受日付印が押印されていること) 事業開始等申告書(地方公共団体が発行) (事業開始の年月日が2019年1月1日から同年12月31日までの間で、収受日が2021年4月1日以前であり、収受日付印等が押印されていること) 上記1及び2以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/収受日が確認できる公的機関が発行/収受した書類 (事業開始の年月日が2019年1月1日から同年12月31日までの間で、当該書類の発行/収受日が2021年4月1日以前) 上記3の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.54、 55

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績がある場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は宣誓・同意書の添付**が必要です。

3 **直近の支援金の受給時から基準年を変更する場合は、基準年の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類の添付**が必要です。

B-1 新規開業特例 (2019年開業の場合)

事業開始等申告書 (地方公共団体が発行)

- 事業開始の年月日が2019年1月1日から同年12月31日までの間であって、かつ、**收受日が2021年4月1日以前**であること。
- 收受日付印等が押印**されていること。

收受日付印が押印されていること。

收受日が**2021年4月1日以前**であること。

第32号様式(甲) (条例第26条関係)

事業開始等申告書 (個人事業税)

		新 (変更後)	旧 (変更前)
事務所 (事業所)	所在地	電話 ()	電話 ()
	名称・屋号		
	事業の種類		
<small>事業主住所が事務所 (事業所) 所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所 (事業所) 所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所 (事業所) 所在地欄に○印を付する。</small>			
事業主	住所	電話 ()	電話 ()
	フリガナ		
	氏名		
開始・廃止・変更等の年月日	年 月 日	事由等	開始・廃止・※法人設立その他 ()
※法人設立	所在地		法人名称
	法人設立年月日	年 月 日 (既設・予定)	電話番号
東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 氏名 _____ 印 </div> <div style="text-align: right;"> _____ 都税事務所長 _____ 支庁長 殿 </div>			

(日本産業規格A列4番)

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・個

開始・廃止・変更等の年月日が
2019年1月1日から
同年12月31日までの間
であること。

B-1 新規開業特例 (2020年開業の場合)

2020年1月から同年12月までの間に開業した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

適用条件

2020年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間業務委託契約等収入が、その月の対象措置影響により、2020年の開業した月から同年12月までの月平均の業務委託契約等収入に比べて50%以上減少している。

給付額の算定式

$$S = A \div M - B$$

S：給付額（上限10万円/月）

A：2020年の年間業務委託契約等収入

M：2020年の開業後月数（開業日の属する月から同年12月までの月数とし、開業日の属する月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：2021年対象月の月間業務委託契約等収入

給付額の算定例

給付額の算定例) 2020年9月に開業した場合

	2020年								2021年			
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	..	4	5
万円	/	/	/	/	/	20	40	50	50	..	20	30

2020年の年間業務委託契約等収入：160万円

月平均の業務委託契約等収入：40万円（160万円÷4か月）

対象月の月間業務委託契約等収入20万円

A：2020年の年間業務委託契約等収入 = 20+40+50+50=160万円

M：2020年の開業後月数 = 4か月

B：2021年の対象月の月間業務委託契約等収入 = 20万円

S：160÷4 - 20 = 20万円 > 10万円（上限額）

→ 給付額10万円

50%以上減

→ 対象月 = 4月

B-1 新規開業特例 (2020年開業の場合)

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> 2020年分の確定申告書第一表の控え 	必要	必要に応じて変更 1	不要 (変更不可)	P.31~33
売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> 対象月の月間業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等 	必要	必要	必要	P.34
国民健康保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名義の国民健康保険証の写し 	必要	必要に応じて変更 1	不要 (変更不可)	P.35
通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの 	必要	必要に応じて変更 1	不要 (変更不可)	P.36
本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し 	必要	必要に応じて変更 1	不要 (変更不可)	P.37
宣誓・同意書	<ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 申請者本人が自署したものが必要となります 	必要	必要に応じて添付 2	必要に応じて添付 2	P.38
業務委託契約等収入があることを示す書類 3	<ul style="list-style-type: none"> 月次支援金業務委託契約等契約申立書 (中小企業庁様式)、業務委託契約書等 支払調書の写し、源泉徴収票の写し、支払明細書の写し 通帳の写し 等 	必要	必要に応じて変更 1	不要 (変更不可)	P.39~44
右記いずれかの書類	<ol style="list-style-type: none"> 個人事業の開業・廃業等届出書 (開業日が2020年1月1日から同年12月31日までの間で、収受日が2021年4月1日以前であり、収受日付印が押印されていること) 事業開始等申告書 (地方公共団体が発行) (事業開始の年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間で、収受日が2021年4月1日以前であり、収受日付印等が押印されていること) 上記1及び2以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/収受日が確認できる公的機関が発行/収受した書類 (事業開始の年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間で、当該書類の発行/収受日が2021年4月1日以前) 上記3の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります 	必要	必要に応じて変更 1	不要 (変更不可)	P.58、59

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績がある場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は宣誓・同意書の添付**が必要です。

3 **直近の支援金の受給時から基準年を変更する場合は、基準年の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類の添付**が必要です。

B-1 新規開業特例 (2020年開業の場合)

事業開始等申告書 (地方公共団体が発行)

- 事業開始の年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間であって、かつ、**収受日が2021年4月1日以前**であること。
- **収受日付印等が押印**されていること。

収受日付印が押印されていること。

収受日が**2021年4月1日以前**であること。

開始・廃止・変更等の年月日が
**2020年1月1日から
同年12月31日までの間**
であること。

第32号様式(甲)(条例第26条関係)

事業開始等申告書 (個人事業税)

		新(変更後)	旧(変更前)
事務所(事業所)	所在地	電話 ()	電話 ()
	名称・屋号		
	事業の種類		
事業主住所が事務所(事業所)所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所(事業所)所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所(事業所)所在地欄に○印を付する。			
事業主	住所	電話 ()	電話 ()
	フリガナ		
	氏名		
開始・廃止・変更等の年月日	年 月 日	事由等	開始・廃止・※法人設立その他()
※法人設立	所在地		法人名称
	法人設立年月日	年 月 日(既設・予定)	電話番号
東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。			
年 月 日			
氏名 氏名 印			
都税事務所長 支 庁 長 殿			

(日本産業規格A列4番)

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・個

B-2 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

適用条件

罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間業務委託契約等収入が、その月の対象措置影響により、罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の月平均の業務委託契約等収入と比べて50%以上減少している。

給付額の算定式

$$S = A \div 12 - B$$

S：給付額（上限10万円/月）

A：罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の年間業務委託契約等収入

B：対象月の月間業務委託契約等収入

給付額の算定例

給付額の算定例) 2019年5月に罹災し、罹災日の属する日の前年である2018年の年間業務委託契約等収入を給付額の算定に用いる場合

		2018年											
月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円		年間業務委託契約等収入：360万円											

		2021年		
月		4	5	6
万円		30	10	30

月平均の業務委託契約等収入 = 30万円

50%以上減
→ 対象月 = 5月

対象月の月間業務委託契約等収入10万円

A：2018年の年間業務委託契約等収入 = 360万円

B：2021年の対象月の月間業務委託契約等収入 = 10万円

S：360 ÷ 12 - 10 = 20万円 > 10万円（上限額）

→ **給付額10万円**

B-2 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年分の確定申告書第一表の控え 2020年分の確定申告書第一表の控え 2年分必要です 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.31 ~33
売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> 対象月の月間業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等 	必要	必要	必要	P.34
国民健康保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名義の国民健康保険証の写し 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.35
通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.36
本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.37
宣誓・同意書	<ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 申請者本人が自署したものが必要となります 	必要	必要に応じて 添付 2	必要に応じて 添付 2	P.38
業務委託契約等収入があることを示す書類 3	<ul style="list-style-type: none"> 月次支援金業務委託契約等契約申立書（中小企業庁様式）、業務委託契約書等 支払調書の写し、源泉徴収票の写し、支払明細書の写し 通帳の写し 等 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.39 ~44
罹災証明書等	<ul style="list-style-type: none"> 2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を添付してください 	必要	必要に応じて 変更 1	不要 (変更不可)	P.62

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績がある場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は宣誓・同意書の添付**が必要です。

3 **直近の支援金の受給時から基準年を変更する場合は、基準年の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類の添付**が必要です。

B-2 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

罹災証明書等

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等（自らの事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明）を添付してください。

罹災証明書等は発行する地域によって名称が異なる場合があるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。

<table border="1"><tr><td>別紙</td></tr></table> (整理番号)		別紙
別紙		
<h3>罹災証明書</h3>		
世帯主住所		
世帯主氏名		
(追加記載事項欄①)		
罹災原因	年 月 日の による	
被災住家 [※] の所在地		
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)	
(追加記載事項欄②)		
<small>※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）</small>		
(追加記載事項欄③)		
上記のとおり、相違ないことを証明します。		
年 月 日	〇〇市町村長 印	

月次支援金 申請の手続き

はじめに

P. 2

1. 月次支援金の概要

P. 9

2. 月次支援金の詳細

通常申請

P. 17

1. 申請の要件を確認する

P. 24

2. 申請する

申請特例

P. 47

要件・証拠書類等を確認する

通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。
特例の条件を満たさない場合も、給付要件を
満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P. 63

申請時の注意事項

申請時の注意事項

申請内容に不備がある場合は、不備修正を依頼します。その際には、審査に時間を要するので、申請前に、「申請時の注意事項」を参考に、申請内容が適切であるかをご確認ください。

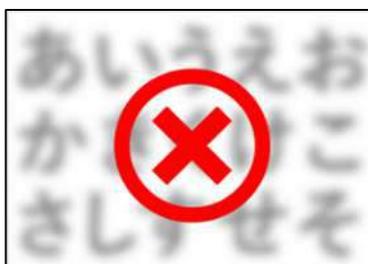
給付要件を満たさないおそれがある場合は、追加証憑の提出を依頼し、さらに審査にお時間をいただく場合があります。

添付書類全般に係る不備

1. 添付ファイルにパスワードが設定されている
2. 画像がぼやけて情報が判読できない
3. 撮影時の角度により、必要な情報が撮影範囲から見切れている



1. パスワードが設定されている



2. ぼやけている



3. 見切れている

確定申告書類等に係る不備

1. 確定申告書B第一表ではなく、消費税の確定申告書が添付されている
2. 該当する年度のものではない古い確定申告書が添付されている
3. 申請画面で入力した年間収入金額（公的年金等を除く雑及び給与の合計額）と、確定申告書に記載されている年間収入金額（公的年金等を除く雑及び給与の合計額）が異なる
収入金額の差異が新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いたことによるものである場合を除く
4. 收受日付印がない
5. e-Taxの受信通知（メール詳細）の添付がない



4. 参考：收受日付印例



5. 参考：e-Taxの受信通知（メール詳細）

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

確定申告書類等に係る不備

6. 申告内容の更正を請求している場合、更正の請求書ではなく更正通知書が必要になります

「更正通知書」は更正前・更正後の所得金額のみ記載されており、収入金額の把握ができないため、更正の請求を実施した際の計算元となった収入や経費を示す書類を追加で添付する必要があります

This image shows a sample of a tax correction notification form (更正通知書). The form includes a header section with fields for the taxpayer's name and address, and a main table for reporting income and expenses. A large red circle is overlaid on the table area, indicating that this form is the correct document to use for corrections.

参考：更正通知書

This image shows a sample of a tax correction request form (更正の請求書). The form includes a header section with fields for the taxpayer's name and address, and a main table for reporting income and expenses. A large blue X is overlaid on the table area, indicating that this form is incorrect for corrections.

参考：更正の請求書

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

業務委託契約等収入を証明する書類に係る不備

記名のみで、署名等が無い「業務委託契約等収入を証明する書類」は不備となります。



参考：署名（自筆で氏名を手書き）のみの契約書画像



参考：記名・押印のある契約書画像



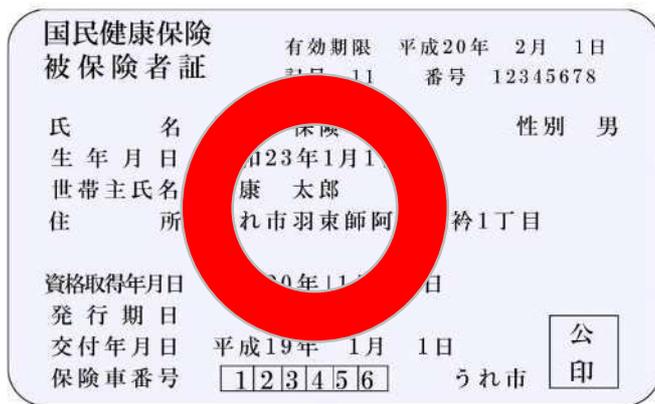
参考：記名（署名以外の方法で氏名を記載）のみの契約書画像

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

被扶養者・被雇用者が申請することに係る不備

本制度は、本業として事業活動をされており、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を、確定申告における主たる収入として、雑所得又は給与所得の収入により申告されている方が対象です。このため、**雇用契約に基づき、会社等に雇用されている方(具体的にはサラリーマン・パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方)**は給付対象外となります。**国民健康保険証をお持ちの方でも家族等の収入で生計を維持されている被扶養者は給付対象外**となります。



国民健康保険の加入月と売上減少の対象月の関係に係る不備

国民健康保険証の資格取得日より前に売上減少の対象月が指定されている

申請者が選択した売上減少の対象月において、国民健康保険に加入されていない場合は不備となります

国民健康保険の資格取得日	売上減少の対象月	不備の有無
2019年4月1日	2021年4月	不備無し
2021年5月1日	2021年4月	不備有り

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

氏名表記に係る不備

申請画面に入力した氏名と本人確認書類に記載されている氏名が一致しない

本人確認書類 (例)	不一致理由	書類上の表記	入力画面の表記
個人番号カード	改姓	ニホシ ハナコ	ゲツジシエン ハナコ
在留カード	英字表記	GETSUJISHIEN JOBS	ゲツジシエン ショブス

【不一致理由が改姓の場合】

氏名表記の不一致理由が改姓の場合、旧姓及び新姓の分かる公的書類の添付が必要になります

【不一致理由が英字表記の場合】

本人確認書類記載の氏名が英字/外国語表記の場合、入力内容も同様にする必要がございます

金融機関口座に係る不備

1. 通帳の表紙、1-2ページ目以外のページが添付されている
2. 普通・当座以外の口座が登録されている
(貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座：カードローン通帳の口座は受け付けられません)
3. 通帳の金融機関コードと登録された金融機関コードが一致しない
(金融機関コードは銀行コードと表示されている場合もあります)
4. 通帳の支店コードと登録された支店コードが一致しない
(支店コードは店舗コードと表示されている場合もあります)
5. 通帳の口座番号と登録された口座番号が一致しない
(口座番号は7桁の半角数値です。7桁に満たない場合は、先頭に「0」を入力してください)
6. 通帳の口座名義と、登録された口座名義が異なる。
(例えば、法人格を省略、屋号を追加する、使用不可能な文字が利用されているなど)

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

申請において口座情報を入力する場合の注意事項

全般

金融機関の統合・合併等で古い通帳（口座情報）のままの申請、口座解約や口座が凍結されている等の場合、振込ができない場合がございます。振込可能な通帳かどうか取り扱い金融機関にご確認の上、申請をお願いいたします。

ゆうちょ銀行の方

「記号・番号」ではなく、銀行使用欄に記載の「店名・店番・預金種目・口座番号」を入力ください。

不明な場合は、ゆうちょ銀行のホームページ等でご確認ください。

ネット銀行の電子通帳の方

金融機関コード・支店コード・口座名義(加加)を正しくご入力ください。

口座名義の入力

口座名義等に半角スペースがある場合は、半角スペースを忠実に入力ください。

例)誤：加`シカ`イヤゲ`ツ`シケン 正：加`シカ`イヤゲ`ツ`シケン

小さい「ッ」や「ヨ」などは使用できません。大きい「ツ」「ヨ」などに置き換えてご入力ください。

例)誤：ニッポン 正：ニツポン

中黒点「・」は、ピリオド「.」又はスペースを使用してください。

例)誤：仔・ニカ 正：仔.ニカ 又は 仔ニカ

カナ長音文字(-)は、半角ハイフン、マイナス(-)を使用してください。

例)誤：ト-キョ- 正：ト-キョ-

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

申請において口座情報を入力する場合の入力例

不備内容	× 誤った例	○ 正しい例
通帳に記載のない入力をしている	GETSUJISHIEN	ゲツジシエン
名義の後に「サマ」を入力している	シセジ サマ	シセジ
法人略語の相違 口座名義（カナ）の記載の通り ご記入ください	カ シカイシヤ	カ)
濁音で入力していない 口座名義（カナ）の記載の通り ご記入ください	カ シカイシヤ	カ シガイシヤ

口座名義が不明な場合は、取り扱いの金融機関にお問い合わせください。

利用可能文字

数字	0123456789
英字	ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
かな文字	アイエオ カクケコ サシセソ タツツト ナニネノ ハヒフヘホ マミムメモ ヲヨ ヲヨ ヲヨ ヲヨ
濁点・半濁点	・ ・
記号	¥ . () - / 「 」 スペース

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

本人確認書類に記載された申請者住所に係る不備

- 本人確認書類に記載された住所と月次支援金の申請画面で入力された申請者住所が一致しない。
本人確認書類に記載の通りに番地・ビルマンション名等までを入力しないことによる不備が多く発生しています。

本人確認書類（例：運転免許証）

氏名 日本花子 昭和61年 5月 1日生

住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

交付 令和01年05月07日 1234567890

2024年(令和06年)06月01日まで

免許の条件等 眼鏡等

優良

見本

番号 第 012345678900

二種 平成15年04月01日 種 大型 中型 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

他 平成17年06月01日

二種 平成29年08月01日

種 大型 中型 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

公安委員会

「番地・ビルマンション名等」含めて、本人確認書類に記載された住所通りに、申請者住所を入力してください。

引っ越しして住所を変更している場合は、変更後の住所が確認できる本人確認書類を添付するとともに、引っ越し後の住所を入力してください。

月次支援金の申請画面

申請者住所 **必須**

「番地・ビルマンション名等」含めて、本人確認書類に記載された住所通りに入力してください。

郵便番号 1000013 [郵便番号から自動入力する](#)
ハイフンなし7桁の半角数字

都道府県 東京都

市区町村 千代田区霞が関

番地・ビルマンション名等 2 - 1 - 2 月次ビル 3 階

※番地がない場合には「無番地」と記載してください。
※全角で入力してください。

